

交通第554号
令和3年(2021年)1月8日

一般社団法人北海道バス協会
会長 平尾 一彌 様

北海道知事 鈴木 直道

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う交通事業者利用促進支援事業(ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業)を活用した割引乗車券等の一時的な販売休止について(通知)
道では、令和2年12月18日付け交通第522号で標記にかかる対応を求めたところですが、現下の全国的な感染症拡大や国のGoToトラベル事業の一時停止措置の延長決定などの状況を踏まえ、次のとおり対応をお願いします。

記

- 1 ぐるっと北海道・公共交通利用促進補助事業実施要綱(令和2年7月28日付け交通第171号総合政策部長決定。以下「実施要綱」という。)第9条第7号に基づき、本事業を活用した割引乗車券等について、令和3年1月12日(火)から実施要綱第4条で定める補助対象経費の販売期限となる令和3年1月31日(日)までの間、引き続き新規の販売を休止すること。
(既に販売済の割引乗車券等の利用停止を求めるものではありません。)
- 2 国等からの新型コロナウイルス感染症対策に係る通知に基づく各種対策の適切な履行はもとより、利用客への「新北海道スタイル」の徹底の呼びかけのほか、施設内の定期的な換気や設備等の消毒・洗浄をはじめ、お客様に安心して利用いただくための感染症対策の取組の積極的な周知などを徹底すること。
- 3 今後、さらなる移動制限等の措置が講じられた場合には、実施要綱第9条第8号に基づき、割引乗車券等の利用の自粛を指示する可能性があること。

総合政策部交通政策局交通企画課公共交通支援班
担当：主幹 小林、主任 山本
電話：011-204-5333